戦没者等のご遺族の皆様へ

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第10回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■ 支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
   ※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
   ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■ 支給内容

国債名称　第十回特別弔慰金国庫債券　い号
額　　面　25万円（5年償還）

■ 請求窓口

美波町役場　住民生活課　☎0884−77−3613
美波町役場　由岐支所　☎0884−78−1111

犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助します

1匹につき5,000円を補助

美波町で飼育されている犬猫を対象として合計10匹を予定しています。申し込みが多い場合は、抽選とします。

犬については、登録と平成29年度の狂犬病予防注射を済ませていること。

◆申し込み方法

往復はがきに犬猫の別、種類、名前、毛色、性別、体格、年齢、特徴（犬は登録・注射番号）、飼い主の住所、名前、電話番号、返信あて名を記入し、徳島県獣医師会に申し込んでください。

〒770-8007 徳島市新浜本町2丁目3番6号
社団法人 徳島県獣医師会
☎088-663-6607

申込み期間：10月1日～10月31日
手術期間：11月～平成30年1月

【お問い合せ先】 役場住民生活課 ☎77-3613